

1 京都府立東舞鶴高等学校 P T A 規約

(平成3年3月9日制定)

第1章 総 則

(名 称 ・ 事 務 所)

第1条 本会は、京都府立東舞鶴高等学校（以下「学校又は本校」という）P T A と称し、事務所を学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校、家庭並びに地域社会の教育環境を改善し、生徒の福祉を増進するとともに、会員の教養を高めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)本校教育の振興と生徒の福祉増進を図ること。
- (2)本校の教育環境を改善するため国、地方公共団体及び教育行政機関に対する陳情並びに請願に関すること。
- (3) 会員の教養を高めるとともに親睦を図ること。
- (4) 京都府立高等学校 P T A 連合会との連絡及び提携に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(性 格)

第4条 本会は、教育の振興を本旨とする民主的団体であり、政治団体、宗教団体並びに他のいかなる団体の干渉、支配をも受けない。

(会 員)

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者等及び教職員とする。

第2章 機 関

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3 名 |
| (3) 書 記 | 2 名 |
| (4) 会 計 | 2 名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |
| (6) 学級委員 | 各学級 3 名 |

2 前項第1号から第4号の役員（以下「本部役員」という）で本部役員会を構成する。

3 前項第6号学級委員は、本部役員と共に企画委員会を構成する。

（ 役員の職務 ）

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統轄するとともに、総会、役員会及び各委員会を招集し、総会の議決事項を執行する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時又は、欠けた時はこれを代行する。

(3) 書記は、会長の指示をうけて本会の庶務を行う。

(4) 会計は、予算を立案し、総会で議決された予算に基づく本会の一切の会計事務を行う。

(5) 監事は、会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(6) 学級委員は、本会事業の企画及び運営にあたる。

（ 役員の任期 ）

第8条 役員の任期は1年（会計年度とする）とする。

（ 役員の選出 ）

第9条 本部役員は、立候補した者並びに別に定めるPTA役員等選挙規程により本部役員候補者推薦委員会が推薦した者について、会員が無記名投票を行い、当該役員の各有効得票数の多い順で決定する。ただし、書記及び会計の各1名は、学校のPTA係を書記に、事務部PTA担当者を会計に選任するものとする。

2 学級委員は、当該学級の会員より選出する。

（ 顧 問 ）

第10条 本会に顧問を置き、学校の校長及び副校長をもってあてる。

2 顧問は各種会合に出席し意見を述べるとともに、本会の運営に寄与する。

（ 役員会等 ）

第11条 本部役員会は、本会の事業等の立案並びに総会で決定した事業等を推進する機関である。

2 企画委員会は、前項の役員会で立案された本会の事業等を協議し、本会の企画及び運営にあたる機関である。

（ 総 会 ）

第12条 総会は、予算、決算、事業その他重要事項の審議決定をする最高機関で、その開催は次による。

(1) 総会は年1回以上開催し、その定足数は会員の7分の1（委任状を含む）以上とする。

(2) 総会を開催する場合は、2日前までに付議事項を会員に通知しなければならない。

(3) 総会は、企画委員会が必要と認めた場合または会員の10分の1以上の請求があった場合は、臨時に開催しなければならない。

(4) 総会の議長は、本部役員以外からその都度選出する。

（ 表 決 ）

第13条 総会等の表決は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数の賛成により成立し、可否同数の場合は議長が決定する。

(委員会)

第 14 条 本会の事業を円滑に遂行するため、別に定めるところにより委員会（第 11 条第 2 項に定める企画委員会を除く）を置く。

第 3 章 会 計

(会 費)

第 15 条 本会の経費は、会費及びその他の収入による。

2 会費は、前期 900 円、後期 900 円の年 2 回に分けて納入する。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 規 約 の 改 廃

第 17 条 本会の規約は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正又は廃止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(規約等の廃止)

2 次の規約等は、平成 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

- (1) 昭和 24 年 4 月 30 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 規約」
- (2) 昭和 27 年 5 月 18 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 委員会規定」
- (3) 昭和 27 年 5 月 18 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 選挙規定」
- (4) 昭和 36 年 4 月 1 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 支部設置規定」
- (5) 昭和 41 年 4 月 1 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校体育後援会会則」
- (6) 昭和 49 年 10 月 1 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校文化後援会会則」
- (7) 昭和 56 年 11 月 17 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 特別会計規定」

3 次の規約等は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

- (1) 平成 3 年 3 月 9 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 支部設置規程」

4 令和 7 年 5 月 8 日改正。

2 京都府立東舞鶴高等学校教育後援会会則

(平成3年3月9日制定)

(名称・事務所)

第1条 本会は、京都府立東舞鶴高等学校（以下「学校又は本校」という）教育後援会と称し、事務所を学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、本校の教育活動を後援し、その普及及び発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本校の教育活動を後援するために必要な援助を行うこと。
- (2) 本校の体育及び文化クラブの活動を援助すること。
- (3) 本校スクールバスの運行を行うこと。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者等とする。

(役員・選出)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 書 記 2 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 監 事 1 名
- (6) 学級委員 各学級3名

2 会長・副会長・監事はPTA副会長があたり、書記、会計、及び学級委員は、PTAのそれぞれの役員があたる。

3 役員は、PTA規約第6条第2項、第3項に定める本部役員会並びに企画委員会を構成する。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄するとともに、総会、役員会及び各委員会を招集し、総会の議決事項を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時又は、欠けた時はこれを代行する。
- (3) 書記は、会長の指示をうけて本会の庶務を行う。
- (4) 会計は、予算を立案し、総会で議決された予算に基づく本会の一切の会計事務を行う。
- (5) 監事は、会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 学級委員は、本会事業の運営にあたる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年(会計年度)とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置き、PTA会長、本校の校長及び副校長をもってあてる。

2 顧問は各種会合に出席し意見を述べるとともに、本会の運営に寄与する。

(総会)

第9条 総会は、予算、決算、その他重要事項の審議決定をする最高機関で、その開催は次による。

(1) 総会は年1回以上開催し、その定足数は会員の7分の1(委任状を含む)以上とする。

(2) 総会を開催する場合は、2日前までに付議事項を会員に通知しなければならない。

(3) 総会は、企画委員会が必要と認めた場合又は会員の10分の1以上の請求があった場合には、臨時に開催しなければならない。

(4) 総会の議長は、本部役員以外からその都度選出する。

(表決)

第10条 総会等の表決は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数の賛成により成立し、可否同数の場合は議長が決定する。

(会費・入会金)

第11条 本会の経費は、入会金、会費、及びその他の収入による。

2 会員は、入学年度に教育後援会入会金として1,000円を納入する。ただし、入会金は教育後援会基金会計に入れる。

3 会費は、前期7,950円、後期7,950円の年2回に分けて納入する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 本会の会則は、総会出席者の3分の2以上の賛成により改正又は廃止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成7年5月6日改正。

3 平成8年5月18日改正。

4 平成10年5月16日改正。

5 平成26年3月4日改正し平成26年4月1日から実施する。

6 令和元年5月11日改正し令和2年4月1日から実施する。

7 令和6年3月19日改定し、令和6年4月1日から施行する。

8 令和7年度5月8日改正。

3 京都府立東舞鶴高等学校PTA委員会規程

(平成3年3月9日制定)

第1条 京都府立東舞鶴高等学校PTA（以下「PTA」という。）規約第14条の規定に基づき、委員会設置について定める。

第2条 PTAに次の委員会を置き、各委員会はPTA本部役員及び学級委員で構成し、PTA事業を分担し推進する。

- (1) 学年委員会（学年毎）……学年としてPTAの目的達成に努めること。
- (2) 広報委員会……学校及びPTA活動等の情報の会員への提供および、PTA会報の発行を行うこと。
- (3) 生活委員会……学校の生徒指導部と連携し、生徒の校外補導及び通学指導にあたること。
- (4) 体育・文化委員会……PTA会員の親睦を深めるための行事を実施するとともに、体育祭・文化祭等の学校行事に協力すること。

2 前項に定める委員会のほか、必要に応じ他の委員会を置くことができる。

第3条 前条第1号の学年委員会に次の役員を置く。

- (1) 学年委員長 各学年1名
- (2) 副学年委員長 各学年1名
- (3) 委員（各学年学級委員） 各学級3名

2 学年委員長及び副学年委員長は、当該学年の学級委員の中から当該学年の学級委員の互選で選出する。

3 役員の任期は、1年（会計年度とする）とする。

第4条 第2条第2号から第7号の各委員会に次の役員を置く。なお、構成メンバーは前条第1項の第3号とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

2 委員は、PTA規約第6条の役員からPTA会長が委嘱するものとする。この場合、本部役員（学校の教職員以外の役員）が各1名以上となるように配慮するものとする。

3 委員長及び副委員長は、当該委員会の委員が互選する。

第5条 各委員会には、学校選出の書記、会計及び委員会担当が参画し、委員会活動が円滑な運営ができるよう協力するものとする。

2 前項の学校の委員会担当は、関係分掌等を考慮し次の役職にあるものを校長が委嘱するものとする。

- (1) 学年委員会担当は、各学年部長
- (2) 広報委員会担当は、PTA担当・進路指導部長・学校魅力化担当
- (3) 生活委員会担当は、生徒指導部長

(4) 体育・文化委員会担当は、生徒指導部長・体育部総顧問・文化部総顧問

第6条 この規程は、PTAの企画委員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正又は廃止することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成10年10月15日改正。
- 3 平成22年2月26日改正。
- 4 令和元年5月11日改正。
- 5 令和6年4月1日改正。
- 6 令和7年5月8日改正。

4 京都府立東舞鶴高等学校 P T A 役員等選挙規程

(平成 3 年 3 月 9 日制定)

第 1 条 京都府立東舞鶴高等学校 P T A (以下「P T A」という。) 規約第 9 条の規定に基づき、役員等の選挙について定める。

第 2 条 P T A は、役員等の選挙を管理するため選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会委員は、各学年委員長の 3 名を P T A 会長が委嘱し、委員長 1 名は委員が互選する。

3 選挙管理委員会の事務所は学校内に置き、その事務は P T A の学校選出の書記があたる。

第 3 条 P T A 規約第 6 条第 2 項の本部役員に立候補しようとする者は、立候補届け出の告示後 3 日以内に選挙管理委員会事務所に届け出なければならない。

2 前項の告示は、毎年 3 月とする。

第 4 条 本部役員の候補者を推薦するため本部役員候補者推薦委員会 (以下「推薦委員会」という。) を設置する。

2 推薦委員会は、正副学年委員長をもって構成し、委員長 1 名及び副委員長 2 名は委員で互選する。

3 推薦委員会は、第 3 条による立候補者がある場合も本部役員候補者全員を推薦する義務を負うものとする。

第 5 条 選挙管理委員会は、第 3 条により立候補した者と、前条により推薦委員が推薦した本部役員候補者を会員に通知し、投票用紙を配付しなければならない。

2 投票は、投票用紙配布後 3 日間とし学校内に投票箱を設置して行い、開票その他選挙事務一切は、選挙管理委員会が行う。

3 当選者が確定した場合は、選挙管理委員会委員長が会員に公示するものとする。

第 6 条 P T A 委員会規定第 3 条第 2 項の正副学年委員長の選挙についての事務も、選挙管理委員会が行うものとする。

第 7 条 選挙により選任される役員は兼任することが出来ないもので、役員の確定にあたっては兼任がないか確認するものとし、兼任が予測される場合は選挙管理委員会の権限で次点者を繰り上げて選任するなど処置を行うものとする。

第 8 条 この規定は、P T A 企画委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正又は廃止することができる。

附 則

1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 9 年 2 月 19 日改正。

3 平成 10 年 10 月 15 日改正。

4 令和 6 年 4 月 1 日改正。

5 京都府立東舞鶴高等学校教育後援会基金会計規程

(平成 10 年 5 月 16 日制定)

第 1 条 京都府立東舞鶴高等学校教育後援会の活動等を特別に援助するため「教育後援会基金会計」を設け、その管理について定める。

第 2 条 この会計は、P T A 活動及び教育後援会活動、部活動等で、その年度の通常の会計では経理できない次のものについて援助するものとする。

- (1) 学校の記念式及び竣工式等が行われ、P T A としてその事業に参画する場合。
- (2) 部活動等で生徒が全国大会に出場する場合。
- (3) 通常の会計では支払い出来ない多額の経費を必要とする場合。
- (4) その他 P T A 本部役員会で必要と認めた場合。

第 3 条 この会計の収入は、教育後援会入会金、寄附金及びその他をもってあてる。

第 4 条 この会計から支出する場合は、第 2 条各号に該当し、あらかじめ P T A 本部役員会の承認を受けなければならない。ただし、支出についての事前承認を受けなければならない場合は、教育後援会長及び会計の了承を受けて支出するものとする。この場合は、事後の本部役員会に報告するものとする。

2 前項により本会計から支出した場合は、事後の企画委員会に報告するものとする。

第 5 条 この会計の監査は監事が行い、教育後援会総会で報告するものとする。

第 6 条 この規程は、P T A 企画委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正又は廃止することができる。

附 則

- 1 平成 3 年 3 月 9 日制定の「京都府立東舞鶴高等学校 P T A 特別会計管理規程」は平成 10 年 5 月 16 日をもって名称変更及び一部改正し、同日から施行する。